

遠軽町長公式Instagram運用ポリシー

1 趣旨

本ポリシーは、遠軽町情報セキュリティ規程（令和元年遠軽町訓令第4号）第6条第8号の規定により、遠軽町がInstagramを用いて情報発信することに関し、必要な事項を定めることを目的とします。

2 アカウント名

アカウント名は「mayor_pf_engaru」とします。

3 アカウント情報等の掲載

当アカウントによる情報発信が、実際の本町のものであることを明らかにするために、本町のホームページにアカウント情報等を掲載するとともに、公式Instagramのプロフィール欄に明示して、なりすまし対策を実施します。

4 アカウント運用者

- (1) 運用責任者 総務部総務課長
- (2) 運用担当者 町長及び総務部総務課職員

5 運用方法

(1) 発信する情報

- ア 町長の公務に関する情報
- イ その他、町長又は運用責任者が許可した情報

(2) コメント等

- ア 当アカウントに対するコメント機能、ダイレクトメッセージ機能はオフとします。お問い合わせは、遠軽町ホームページの「お問い合わせ」を利用してください。
- イ 当アカウントからはフォロー、リポスト等を行いません。ただし、国や他自治体など、運用責任者が必要と認めるものはこの限りではありません。

6 知的財産権

当アカウントにより発信する個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権（著作権、商標権、肖像権等の全ての権利）は、遠軽町又は遠軽町以外の原著作者等に帰属する。当アカウントで発信する内容について、「私的利用のための複製」「引用」等の著作権法上認められる場合又はSNSの公式機能として実装されている「シェア」や「いいね」機能を使用する場合など、転載の対象となる発信情報を改変せず、かつ出所を明記する場合を除き、無断で複製、転用することはできません。

7 免責事項

- (1) 遠軽町は、当アカウントにより掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を保証

するものではありません。

- (2) 遠軽町は、他のアカウントが当アカウントの投稿内容を用いて行う、一切の行為及びそれに関連して生じた直接的、間接的な損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 上記のほか、当アカウントに関連して生じたいかなる損害についても、遠軽町は一切の責任を負いません。

8 個人情報

当アカウントによる個人情報の収集、利用、管理について、関係法令及び遠軽町個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適切に取り扱います。

9 運用ポリシーの変更等

町は、予告なく本ポリシーの変更、運用方法の見直し又は運用の中止、記事、コメント等の削除及びアカウントの削除を行う場合があります。

10 運用

本ポリシーは、令和8年4月1日から適用します。